

国土交通省におけるバリアフリー関係の 取り組み事例について



歩行空間における移動支援サービスの 普及・高度化に向けた取組概要

～ 歩 行 空 間 D X ～

令和5年9月
政策統括官付

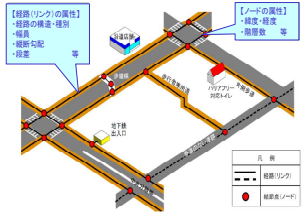
1. 施策概要 〈歩行空間における移動支援サービスの普及・高度化〉



バリア情報を含むネットワークデータ（＝「歩行空間ネットワークデータ」）などをオープンデータ化することで、民間事業者などによる、多様な利用者のニーズに応じたサービスの開発・提供（段差を回避した経路検索やナビゲーションなど）の普及促進を目指す。

行政
へ
自治体等
へ

〈歩行空間ネットワークデータ〉



段差や傾斜などのバリア情報を含むネットワークデータ

歩行空間を利用する人の様々なニーズに対応するための情報をオープンデータ化



〈バリア情報〉

- ・階段
- ・傾斜
- ・段差 etc.

〈施設情報〉

- ・バリアフリートイレ
- ・エレベータ
- ・休憩スペース etc.

〈3次元地図〉



3DLiDARなどで取得する歩行空間の3次元点群データ

〈交通情報〉

- ・混雑状況
- ・運行情報
- ・イベント etc.

〈道路情報〉

- ・歩道の幅員
- ・通学路
- ・信号 etc.

民間
等

民間事業者などがオープンデータを活用し、多様なサービスを開発・提供

（サービス例） 出発地から目的地まで段差や傾斜などのバリアを回避した経路検索とナビゲーション

平常時の移動



高齢者 車椅子使用者 ベビーカー使用者 視覚障がい者 子ども

物流・配送



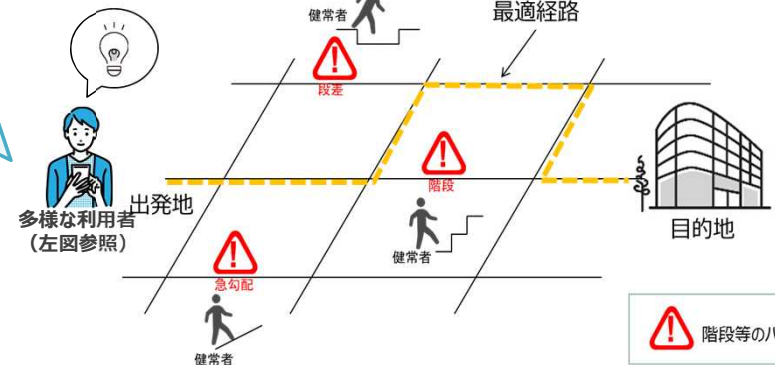
自動配送ロボット

災害時の移動



ハザードマップ

〈サービスイメージ〉



2. 施策の経緯 〈これまでの取組〉

- 平成26年6月
「ICTを活用した歩行者移動支援普及促進委員会」設立
- 平成27年4月
「オープンデータによる歩行者移動支援サービスの普及に向けた提言」公表
- 平成27年7月
「歩行者移動支援サービスに関するデータサイト」開設
- 平成29年3月
「歩行空間ネットワークデータ等整備仕様」公表
- 令和29年7月
「歩行空間ネットワークデータ整備ツール」公開
- 平成30年7月
「オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスの取組に関するガイドライン」改訂
- 平成31年3月
「効率的な歩行空間ネットワークデータの整備に関する手引き」公表
- ~令和2年7月
東京2020オリンピック・パラリンピック会場周辺の歩行空間ネットワークデータの整備と活用



写真 (ICTを活用した歩行者移動支援普及促進委員会)

委員会の設立と提言のとりまとめ

委員長 坂村 健 (東洋大学情報連携学部INIAD学部長)
 竹中 ナミ (社会福祉法人プロップステーション理事長)
 田中 淳 (東京大学大学院情報学環特任教授)
 古屋 秀樹 (東洋大学国際観光学部教授)
 森 亮二 (弁護士、国立情報学研究所客員教授)

行政 国土交通省技監
 政策統括官 (以下、各局等課長クラス)

歩行空間ネットワークデータ等整備仕様と整備ツールの作成



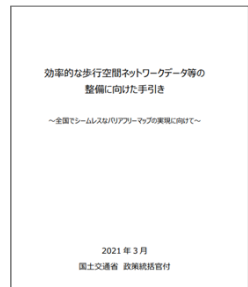
歩行者移動支援サービスに関するデータサイト
⇒ 平成29年4月に現行版へ更新



歩行空間ネットワークデータ整備ツール
⇒ 令和2年10月に現行版へ更新



歩行空間ネットワークデータ等整備仕様



自治体向けガイドラインの整備

オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスの取組に関するガイドライン

効率的な歩行空間ネットワークデータの整備に関する手引き

オープンデータの先行整備

東京オリンピック・パラリンピックの開催に先行し、会場周辺の歩行空間ネットワークデータやバリアフリー施設データを整備
⇒ 現在は「ココシル」アプリとして利用可能



3. 最新の動向 〈自動配送ロボットの登場・3次元点群データ等の取得・活用〉

自動配送ロボットの登場と測位技術の進展

〈自動配送ロボットの登場〉

物流業界の省力化・省人化に向けて、自動配送ロボットによる配送ニーズが急増しており、多くの民間事業者が自動配送ロボットの公道実証実験を実施。

■(株)ZMP



■川崎重工業(株)ティアフォー



■自動配送ロボットの走行状況



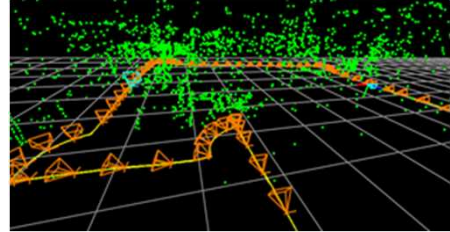
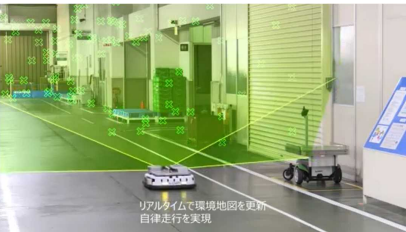
- ・令和4年1月に一般社団法人ロボットデリバリー協会が設立し安全基準などを議論。
- ・令和5年4月の道交法改正によって、事前の届出により自動配送ロボットが歩道を走行可能となり、走行環境が進展。



〈測位技術の進展〉

- ・従来のバリアフリー経路案内では、GNSSによる自己位置測位に基づきルート案内がなされてきたが、自己位置推定技術を導入することにより、高精度な経路案内が実現可能。
- ・LiDARで取得した地図データを基に以降の走行で自己位置を推定する「SLAM技術」は、自動配送ロボットの走行時に活用されている。

■SLAM技術によるロボットの走行イメージ・画像解析イメージ



引用：キヤノン株式会社HP

3次元点群データの取得技術の進展

- ・MMSに加えてバックパック型レーザースキャナやスマートフォン搭載LiDARなどのセンサー類の普及により点群データの取得コストが低下。
- ・取得した膨大なデータの処理に時間を要していたが、処理技術が進展し、AI解析技術によるデータの自動処理や点群データの統合が可能となり、3次元点群データの活用環境の整備が進んでいる。

■車載型MMS



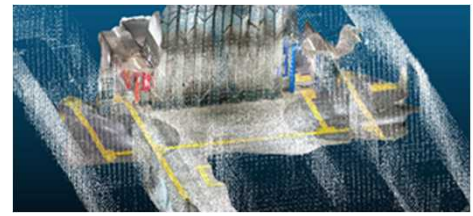
■バックパック型MMS



■スマートフォン搭載型MMS

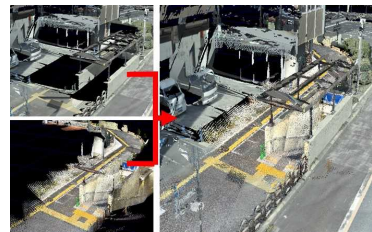


■スマートフォンで収集した3次元点群



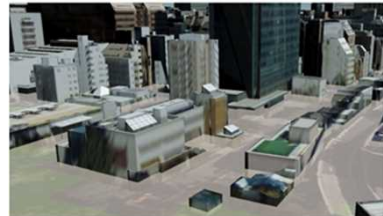
引用：東京都デジタルツイン実現プロジェクトHP

■3次元点群の統合処理



- ・BIM/CIMやPLATEAUなど3次元点群データの多用途での活用が進められていたり、屋内外の地図データを重ね合わせ屋内外をシームレスに繋ぐことで自動配送ロボットの自律走行に活用する事例も見られる。

■PLATEAU



引用：国土交通省都市局HP

■屋内外シームレスのロボット走行



引用：大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会HP

4. 従来の課題や最新の動向を踏まえた今後の方向性

従来の課題

データ整備・更新が進んでいない

歩行空間ネットワークデータなどの整備は、現地調査やパソコンでの入力作業を行うなど、時間と労力を必要とすることから、自治体などにおけるデータ整備が進んでいない。また、一度整備されても更新が進まない。

社会環境の変化による新たなニーズの発生

自動配送ロボット等の普及

「人」だけでなく、「モノ」を運ぶ自動配送ロボットや、自動運転車椅子などのパーソナルモビリティなどの移動にも、歩行者移動支援サービスの提供に資するデータが広く活用される可能性が高まっている。

技術の進展

データ取得・処理技術や測位技術の進展

高度なデータを容易かつ低コストで取得する技術や、膨大なデータ処理技術などの目覚ましい進歩、実際にデータが取得され公開されているプラットフォームやデータベースの登場、測位技術のさらなる高度化・高精度化など、今後本施策をより効率的、効果的に進めるにあたり活用できそうな技術や環境が増えつつある。

本施策をより効率的に展開し、環境や情勢の変化に応じてさらに持続可能なものとしていくためには、このような技術の発展や高度化などに積極的に対応

新たな提言：

「歩行空間における移動支援サービスのDXによる普及・高度化の実現」に向けた提言

自動配送ロボットを活用したビジネス拡大を、本施策の普及促進を早める機会として最大限生かす

5. 提言の概要について

第4章 目指すべき将来像

第5章 これから取り組むべき施策の方針

「レベル2」
 全国広くサービスが展開され、持続可能なものとなることを目指し、現状のデータ整備・更新が 進まないといった課題に対して、持続的にサービス提供可能となる仕組みの検討、導入が必要

「レベル3」
 技術的に実現可能であるものの、今後の本格展開に向けて解決すべき課題が多く、早急な対応が必要

「レベル4」
 最終的に目指す将来像、実現には周辺環境の整備が必要

レベル

提供可能なサービス（イメージ）

	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
歩行者移動支援の技術的なサービスレベル	情報提供 ・デジタル化：非対応 ・対象データ：バリアフリー情報 ・リアルタイム性：なし ・対象空間：屋内/屋外 ・ナビ機能：不可 ・測位技術：-	屋外の移動支援 ・デジタル化：対応 ^{※1} ・対象データ：NWD、施設D ^{※2} ・リアルタイム性：なし ・対象空間：屋外 ・ナビ機能：可 ・測位(推定)技術：GNSS	屋外の高度な移動支援 ・デジタル化：対応 ^{※1} ・対象データ：点群D、NWD、施設D ^{※2} ・リアルタイム性：なし ・対象空間：屋外 ・ナビ機能：可 ・測位(推定)技術：GNSS、CLAS ^{※3} 、LIDAR SLAM ^{※4} など	リアルタイムな屋内/屋外の高度な移動支援 ・デジタル化：対応 ^{※1} ・対象データ：点群D、NWD、施設D ^{※2} ・リアルタイム性：あり ・対象空間：屋内/屋外 ・ナビ機能：可 ・測位(推定)技術：GNSS、CLAS ^{※3} 、LIDAR SLAM ^{※4} など
車椅子利用者、高齢者、ベビーカー利用者	バリアフリー経路をバリアフリーマップで確認し、経路を選択	スマホアプリなどで最適なバリアフリー経路を案内 (GNSSで測位するため誤差は数メートル程度)	スマホアプリなどで最適なバリアフリー経路を案内 (CLASやLiDARで自己位置を測位/推定した場合、誤差は数センチ～十センチ程度)	スマホアプリなどで出発地から目的地まで人混みなどのリアルタイム情報も考慮したバリアフリー経路を案内 (CLASやLiDARで自己位置を測位/推定した場合、誤差は数センチ～十センチ程度)
視覚障害者	事前に選択した出発地と目的地間の経路情報を、音で再生しながら移動	- (測位誤差が大きく安全な移動支援は困難)	スマホアプリなどで最適なバリアフリー経路を案内 (CLASやLiDARで自己位置を測位/推定した場合、誤差は数センチ～十センチ程度)	スマホアプリなどで出発地から目的地まで人混みなどのリアルタイム情報も考慮したバリアフリー経路を案内 (CLASやLiDARで自己位置を測位/推定した場合、誤差は数センチ～十センチ程度)
自動走行ロボット	-	-	自動走行ロボットが配送拠点から個人宅前まで配達 (ただし集合住宅は不可)	自動走行ロボットが配送拠点から集合住宅の玄関前まで人混みなどのリアルタイム情報も考慮しながら配達

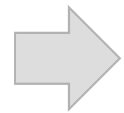
- 基本方針として、従来どおり、バリアフリー施策や施設管理を担当する市町村などが主体となって移動支援サービスの提供に資する様々な情報をオープンデータ化し、それらを活用する民間事業者などによって利用者のニーズに沿った多様なサービスが展開されるために必要な環境を整備
- 加えて、第2章で示した課題を踏まえた上で、第4章で示した目指すべき将来像に向け、以下取組を実施

- (1) データ整備・更新の効率化
- (2) オープンデータ化のさらなる促進
- (3) 新たなニーズへの対応
- (4) 認知度や訴求力、実行力の向上
- (5) 進捗状況の把握などによる効果的な取組の推進

※1 NWD：歩行空間ネットワークデータ。勾配や段差などのバリアフリー情報が付与された、ノードとリンクから構成されている。
 ※2 施設D：施設データ。公共施設などの位置情報と施設のバリアフリー情報を含んだもの。
 ※3 CLAS (Centimeter Level Augmentation Service)：1台の受信機でセンチメートル級の測位が可能なサービス。
 ※4 LIDAR SLAM (Simultaneous Localization and Mapping)：LIDARによって自己位置推定と同時に周囲のデータを作成する技術。移動しながら周辺の地形や地物の特徴点を見つけ出し、それらの見え方や測定距離の変化を把握しながら、自らの移動量と角度から移動軌跡を推定する。

新たな提言の実現に向けて、

- 研究会を開設し、関係者間で情報交換や意見交換を実施できる仕組みを構築
- ワーキンググループを立ち上げ、テーマ毎に課題を議論し、検討成果を研究会に報告



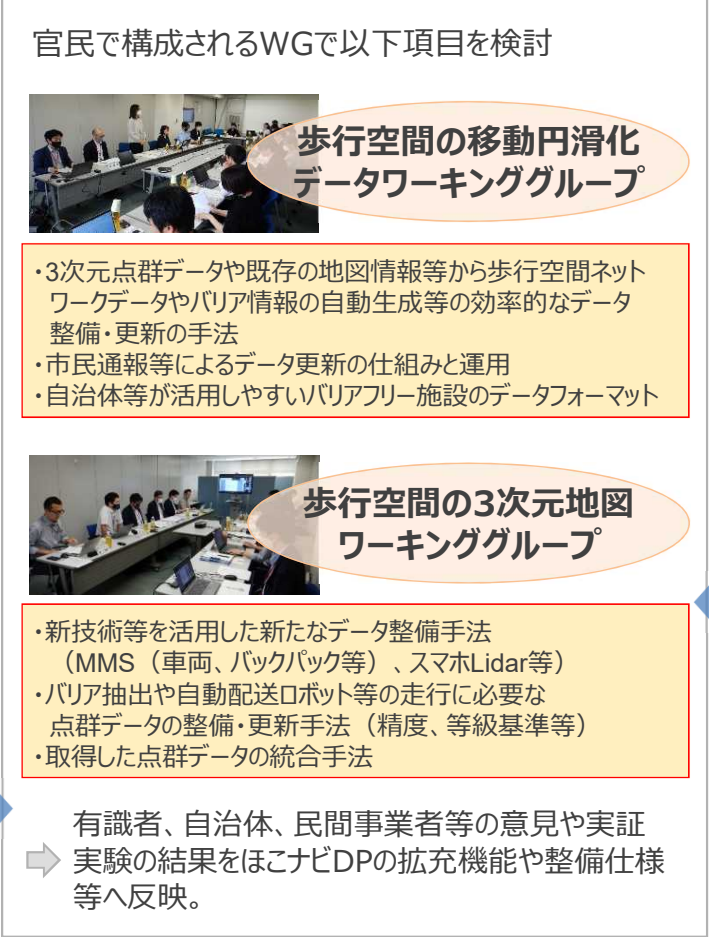
6. 提言を踏まえた取組



〈研究会とワーキンググループによる検討体制〉



〈ワーキンググループにおける検討や実証を踏まえ「歩行空間ナビゲーション データプラットフォーム (ほこナビDP)」の拡充を図る〉



WGで検討

結果共有



人やロボットが円滑に移動できる環境をより早期に実現することを目指し、広く関係者と最新の技術や研究、事業、取組などに関する情報共有や意見交換を行うことを目的に、「人・ロボットの移動円滑化のための歩行空間DX研究会」を設立。



目的：人やロボットが円滑に移動できる歩行空間をDXにより実現・展開すべく、その環境整備に向け、関係者が方針や課題などについて意見交換や情報共有を実施。

メンバー：上記目的の実現に意欲的な個人

主な活動：年1回のシンポジウム開催、通年を通じた情報提供など

研究会メンバーは随時募集を行っているため、当室施策に興味・関心のある方は、以下URLのリンク先から会員登録のお申し込みをお願いいたします (<https://www.walkingspacedx.go.jp/>)。

共生社会ホストタウンに関する取組

「令和5年 共生社会バリアフリーシンポジウムin明石」の開催

- 東京2020大会でのパラリンピアンとの交流をきっかけに、障害の有無に関わらず誰もが暮らしやすい「共生社会」の実現に向けた取組を実施する自治体を共生社会ホストタウンとして登録し、同大会終了後も、ユニバーサルデザインのまちづくりや心のバリアフリーに向けた、各自治体ならではの特色ある総合的な取組が実施されている。
- この度、共生社会ホストタウンの取組を共有・発信していくため、兵庫県明石市及び交通エコロジー・モビリティ財団と共同で「共生社会バリアフリーシンポジウム」を開催する。各地の共生社会実現に向けた取組を共有・発信し、バリアフリー施策の現状と今後について意見交換を実施する。

日 時：令和5年10月15日（日）13時30分～16時00分

場 所：子午線ホール（アスピア明石北館9階）

主な内容：

1. 和太鼓によるオープニングアクト

和太鼓ユニットほのぼーの 山岡孝平さん、塩原良さん

2. 基調講演

パラ陸上選手 有熊宏徳 選手

3. 共生社会ホストタウンによる取組報告

兵庫県明石市 丸谷聡子 市長
福島県福島市 木幡 浩 市長

4. パネルディスカッション/QAセッション

<コーディネーター>

東北福祉大学 石塚裕子 教授

<パネリスト>

神姫バス株式会社明石営業所 西正勝 所長

明石地区手をつなぐ育成会 四方成之 会長

明石ろうあ協会 岸田結香 事務局長

国土交通省総合政策局バリアフリー政策課 田中賢二 課長

自分らしく生きられるよう、みんなで一緒に「すべての人にやさしいまちづくり」を進めている明石から共生社会の輪が広がっていくように、みんなで取り組みを推進します！

とも生きるまちをみんなでつくる
共生社会バリアフリーシンポジウム in 明石

2023
10 15 日
13:30 - 16:00
子午線ホール
(アスピア明石北館9階)

主な内容

- 和太鼓によるオープニングアクト (13:40)
和太鼓ユニットほのぼーの (山岡孝平さん、塩原良さん)
- 基調講演「パラスポーツに出会って」 (14:00)
パラ陸上選手 有熊宏徳さん
- 共生社会ホストタウンによる取組報告 (14:30)
兵庫県明石市 丸谷 聡子 市長、福島県福島市 木幡 浩 市長
- パネルディスカッション/QAセッション (15:00)
みんなが安心して楽しく移動できるまちってどんなまち？
<コーディネーター>
東北福祉大学 石塚 裕子 教授
<パネリスト>
神姫バス株式会社明石営業所 西正勝 所長
明石地区手をつなぐ育成会 四方成之 会長
明石ろうあ協会 岸田 結香 事務局長
国土交通省バリアフリー政策課 田中 賢二 課長

手話通訳 要約筆記 あり

入場無料 事前 申込制

定員 230人

サイドイベント ワークスタンプラリー (10:30~15:00)

お申し込みフォームからお申し込みください。電話・FAX・メールでお申し込みの場合はお名前をください。(お申し込み/参加費無料)

主催：共生社会ホストタウン連絡協議会（兵庫県明石市、国土交通省、交通エコロジー・モビリティ財団等）

「共生社会バリアフリーシンポジウムin明石」のチラシ

G7交通大臣宣言への対応

- 国土交通省は、令和5年6月16日(金)から18日(日)まで「G7三重・伊勢志摩交通大臣会合」を三重県志摩市で開催
- 「イノベーションによる誰もがアクセス可能で持続可能な交通の実現」というテーマの下、議論を行い、G7交通大臣宣言を採択

会合概要

日程：2023年6月16日(金)～18日(日)

開催地：三重県志摩市

会場：志摩観光ホテル

参加国：日本・フランス・米国・英国・ドイツ・イタリア・カナダ・EU

招待国：ウクライナ（G7各国等とバイ会談を実施）



テーマ

『イノベーションを通じた、誰もがアクセス可能で持続可能な交通の実現』

【持続可能な交通】

パリ協定の定める1.5℃目標の達成に向け、交通部門からの温室効果ガスの排出削減に向けた国際社会の連携の重要性や取組みの方向性を確認。目標達成に向け、イノベーションの導入・普及、政府の役割等について議論。

【誰もがアクセス可能な交通】

過疎地を含む地域における、持続可能な形での移動・輸送手段の確保の重要性や、年齢、障がい、性別等を問わず公平で安全かつ円滑な移動の確保の重要性を確認。その実現に向けた政策のイノベーションや民間の技術開発等の後押しのための政府の役割等について議論。

我が国の交通イノベーション等の発信

- 会合の機会を活用し、会合テーマに即した我が国のイノベーションや魅力をG7含む世界に発信。
- 地元と連携した取組み等により、開催地含む我が国の魅力を発信し、地域振興につなげる。

官民セッション

WHILL(電動車椅子)と日本郵船(ゼロエミッション船)が登壇し、取り組みを発表。

展示

会場内ブースにて、交通に関する先端技術（例：リニア、水素燃料船）を発信、紹介。

デモンストレーション

人型ロボット(鉄道重機(JR西))、燃料電池バス(トヨタ)、ゲート入生体認証(NEC)等、実演。

観光

イクスカーション、JNTOによる発信、地元食材や伝統工芸品の活用(レセプション等)。

今回の交通大臣会合で初めて、「**地域における移動手段の確保**」、「**バリアフリー化の推進**」、「**交通分野の脱炭素**」を主要テーマとして取り上げ、G7として共に取り組むための方向性及び方策について議論。

G7の交通部門が共通して直面する社会的課題の解決において、**誰もがアクセス可能で持続可能な交通の確保の重要性を確認**し、**イノベーションや連携が不可欠な要素であることを認識**。加えて、ウクライナの復興についても初めて議論し、ウクライナへの連帯・支援及びロシアへの非難を表明。G7のFOIPに対する支持も確認。

主な成果

<誰もがアクセス可能な交通の実現>

- **G7各国が定める目標に従った、交通におけるバリアフリー化の推進・実施の重要性を確認。**
- **「心のバリアフリー」も含めたバリアフリーの推進に向け、G7政策対話として実務者会合の開催に合意。**
- 地方を含む地域の移動手段確保の重要性を認識し、G7各国の政策集の編纂に合意。

<サステナブルな交通の実現>

- 交通の脱炭素及び、交通インフラが強靱かつ気候変動に適応することの必要性について認識を共有。
- 航空：2050年までのCO2排出ネットゼロ目標の履行。より環境負荷の小さい持続可能な航空燃料（SAF）の導入促進への協働。脱炭素技術の研究開発等の協働、途上国支援。
- 海運・港湾：IMOでの、「2050年までにGHG排出ゼロ」の目標及び中間目標の設定の支持。目標達成に向けて、GHG排出削減に係る規制及びゼロエミッション船導入に係るインセンティブを含む中期対策の採択に向けた取組の促進。グリーン海運回廊の設立支援、港湾の脱炭素化の推進支援。
- 陸上交通・鉄道：2050年までに道路部門でネットゼロ排出を達成する目標への支持、2030年までの高度に脱炭素化された道路部門へのコミット。ライフサイクルCO2排出量の評価手法確立などWP.29での取組を強化。エネルギー効率の良い鉄道システムの導入促進。

<ウクライナの復興>

- ウクライナとの強靱な物流ルートの確保に向けた国際協力の重要性を認識。
- ウクライナの持続可能な交通インフラの復興及び、連結性を強化する強靱なサプライチェーンの構築への支援を確認。
- 海上における不正・危険な運航の是正をIMOを通じて進めることを確認。
- グローバルな交通サプライチェーンの強化に向けたワーキンググループの設立の検討に合意。

バリアフリー政策課関連（1）

[Accessible and Equitable Transportation]

13. We recognize the importance and economic and social value of increasing the provision of accessible transportation for persons with reduced mobility, such as older persons and persons with disabilities. Based on that recognition, we confirm the importance of promoting and implementing safe and barrier-free access in the transportation sector based on the concept of universal design, grounded on the goals that each G7 member set.

[アクセス可能で公平な交通]

13. 高齢者や障がい者など、移動に困難を抱える人々に対し、アクセス可能な交通の提供を増やすことの重要性と経済的・社会的価値を我々は認識する。この認識に照らし、G7各国が設定する目標とユニバーサルデザインの概念に基づき、交通部門における安全かつバリアフリーなアクセスを促進し、実施することの重要性を確認する。

バリアフリー政策課関連（2）

[Accessible and Equitable Transportation]

14. While making the built environment and vehicles barrier-free is important, we also confirm that the concept of barrier-free can include intangible perspectives, such as attitudinal, information, communication and other less tangible barriers that can make transport inaccessible for various persons, including older persons and persons with disabilities. We also confirm the importance of being actively aware that non-disabled persons will tend not to consider the barriers that they may be putting in place. To that end, promoting mutual understanding among all persons will help addressing these barriers. We intend to promote barrier-free transport, including addressing intangible perspectives, through sharing information on policies, challenges and best practices. For this purpose, we decide to hold an officials meeting composed of G7 members.

[アクセス可能で公平な交通]

14. 建築環境や車両のバリアフリー化は重要である一方、バリアフリーの概念には、高齢者、障がい者など、さまざまな人々にとって交通機関を利用しにくくする、態度、情報、コミュニケーションその他の目に見えない障壁といった無形の視点も含まれることを、我々は確認する。また、障がい者でない人は、自分たちが作り出している障壁に気付かない傾向があることを、積極的に認識することが重要であると確認する。そのため、全ての人々が相互理解を促進することは、バリアフリーへの対応につながるものである。我々は、政策、課題、ベストプラクティスに関する情報の共有を通じて、無形の視点への対応を含め、バリアフリーな交通を推進する。そのため、G7 各国で構成する実務者会合の開催を決定する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び 国土交通省対応指針・対応要領の改定について

- 我が国では、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、**共に生きる社会（共生社会）を実現すること**を目指しているところ。
- 「**障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律**（平成25年法律第65号。「障害者差別解消法」）」では、行政機関等及び事業者に対し、障害のある人への障害を理由とする**「不当な差別的取扱い」を禁止**し、障害のある人から申出があった場合に**「合理的配慮の提供」を求める**ことなどを通じて、**「共生社会」を実現することを目指している**。

対象となる「障害者」は？

「障害者」とは、障害者手帳を持っている人のことだけではなく、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害のある人も含む。）、その他の心や体のはたらきに障害がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象（障害児を含む。）

対象となる「事業者」は？

「事業者」とは、会社やお店など、同じサービスなどを繰り返し継続する意思をもって行う人のこと。
ボランティア活動をするグループなども含まれる。

「対応要領」、「対応指針」とは？

- **対応要領：**
国・都道府県・市町村などの役所は、それぞれの役所で働く人が適切に対応するため、**不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ「対応要領」を、障害のある人などから意見を聴きながら作る**こととされている。役所で働く人は、この対応要領を守って仕事をする。
※都道府県や市町村など地方の役所は、「対応要領」を作ることに努めることとされている。
- **対応指針：**
事業を所管する国の役所は、会社やお店などの事業者が適切に対応できるようにするため、**不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ「対応指針」を、障害のある人などから意見を聴きながら作る**こととされている。事業者は「対応指針」を参考にして、障害者差別の解消に向けて自主的に取り組むことが期待されている。なお、事業者が法律に反する行為を繰り返し、自主的な改善を期待することが困難な場合には、国の役所に報告を求められたり、注意などをされることがある。

	定める機関	対象
対応要領	国・都道府県・市町村などの役所	役所で働く人
対応指針	事業者を所管する国の役所	会社やお店などの事業者

「不当な差別的取扱いの禁止」・「合理的配慮の提供」・「環境の整備」

	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供	環境の整備
行政機関等	義務	義務	努力義務
事業者	義務	努力義務	努力義務

- 企業や店舗などの事業者や、国・都道府県・市町村などの行政機関等においては、例えば「**障害がある**」という理由だけで**財・サービス、各種機会の提供を拒否**したり、それらを提供するに当たって**場所・時間帯等を制限**したりするなど、「**障害のない人と異なる取扱い**」をすることにより**障害のある人を不利に扱うことのないように**しなければならない。
- 具体的には、① **行政機関等や事業者が**、② **その事務又は事業を行うに当たり**、③ **障害を理由として**、④ **障害者でない者と比較して**、⑤ **不当な(正当な理由のない※)差別的取扱いをすること** 等により、障害のある人の権利利益を侵害することが禁止されている。

不当な差別的取扱いの例



例 1 :
保護者や介助者がいなければ一律に入店を断る。

例 2 :
障害のある人向けの物件はないといって対応しない。



例 3 :
障害があることを理由として、障害のある人に対して一律に接遇の質を下げる。

※ 正当な理由がある場合

- 障害のある人に対する障害を理由とした異なる取扱いに「**正当な理由がある**」場合、すなわち当該行為が、
 - ① 客観的にみて正当な目的の下に行われたものであり、
 - ② その目的に照らしてやむを得ないと言える場合は、「**不当な差別的取扱い**」にはならない。
- 「正当な理由」に相当するか否かについては、**個別の事案ごとに**、
 - ・**障害者、事業者、第三者の権利利益**
(例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持 等)
 - ・**行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持**等の観点から、**具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断する必要がある。**
- 正当な理由があると判断した場合は、**障害のある人にその理由を丁寧に説明し、理解を得るよう努めることが望まれる。**

- 「正当な理由がある場合」の判断は、**個別のケースごとに行うことが重要。**
- 「過去に同じようなことがあったから」、「世間一般にはそう思われているから」といった理由で、**一律に判断を行うことは、「正当な理由がある場合」には該当しない。** 個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて、判断をすることが重要。
- また、そのためには、障害のある人に対し、個別の事情や、配慮が必要か等の確認を行うことが有効。

- 日常生活・社会生活において提供されている設備やサービス等については、障害がない人は簡単に利用できても、障害のある人にとっては利用が難しく、結果として障害のある人の活動などが制限されてしまう場合がある。
- このような場合には、障害のある人の活動などを制限しているバリアを取り除く必要がある。このため、障害者差別解消法では、行政機関等や事業者に対して、障害のある人に対する「合理的配慮」の提供を求めている。
- 具体的には、
 - ① 行政機関等と事業者が、
 - ② その事務・事業を行うに当たり、
 - ③ 個々の場面で、障害者から「社会的なバリアを取り除いてほしい」旨の意思の表明があった場合に、
 - ④ その実施に伴う負担が過重でないときに、
 - ⑤ 社会的なバリアを取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずることとされている。
- 合理的配慮の提供に当たっては、障害のある人と事業者等との間の「建設的対話」を通じて相互理解を深め、共に対処案を検討していくことが重要(建設的対話を一方的に拒むことは合理的配慮の提供義務違反となる可能性もあるため、注意が必要)。

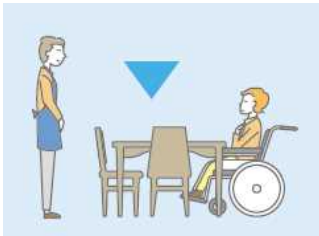
合理的配慮の例

物理的環境への配慮



【申出】

飲食店で車椅子のまま着席したい。



【対応】

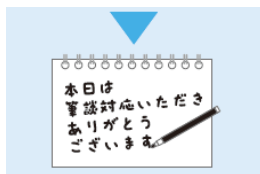
机に備え付けの椅子を片付け、車椅子のまま着席できるスペースを確保。

意思疎通への配慮



【申出】

難聴のため筆談によるコミュニケーションを希望したが、弱視でもあるため細かいペンや小さな文字では読みづらい。



【対応】

太いペンで大きな文字を書いて筆談を行う。

意思疎通への配慮



【申出】

文字の読み書きに時間がかかるため、セミナーへ参加中にホワイトボードを最後まで書き写すことができない。



【対応】

書き写す代わりに、デジタルカメラ、スマートフォン、タブレット型端末などで、ホワイトボードを撮影できることとする。

「合理的配慮」の留意事項

- 「合理的配慮」は、事務・事業の目的・内容・機能に照らし、以下の3つを満たすものであることに留意する必要がある。
 - ① 必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること
 - ② 障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること
 - ③ 事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと

過重な負担の判断

- 「過重な負担」の有無については、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要。
 - ① 事務・事業への影響の程度(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)
 - ② 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
 - ③ 費用・負担の程度
 - ④ 事務・事業規模
 - ⑤ 財政・財務状況

- 障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、**事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付ける**とともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずることを内容とする、改正障害者差別解消法が令和3年に成立。
(令和6年4月1日から施行)
- これを踏まえ、政府全体としては障害者差別解消法に基づく「**基本方針**」を、各省庁においては所管事業に係る「**対応指針**」、職員に係る「**対応要領**」を、それぞれ**改定する必要**。

改正内容

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする

(参考) 政府の広報資料



障害者差別解消法が変わります！
令和6年4月1日から
合理的配慮の提供が義務化
されます！

令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害の合理的配慮の提供が義務化されました。
障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向け、事業者の皆さまもどのような取組のリーフレットを通じて考えていきましょう！

改正後	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 → 義務

目次

- 表紙 ……
- 共生社会の
- 合理的配慮
- 「合理的配慮」
- 不当な差別
- 障害のある
- チェックリ
- 困ったとき

合理的配慮の提供とは？
事業者や行政機関等に、障害のある人から、社会の中にあるバリア(障壁)を取り除くための配慮が求められたときに、負担が重くない範囲で対応を行うこととしています。

社会的バリアを取り除くための申出

建設的対話
事業者のある人と事業者等が話し合っており、共に対策を検討しています。

合理的配慮の提供

知る
障害者の差別解消に向けた
地域促進ポータルサイト

調べ
障害者差別解消に関する
事例データベース

障害者白書
障害者白書
障害者白書
障害者白書

内閣府 障害者差別解消法(改定)に関する資料 障害者差別解消法
障害者白書
障害者白書
障害者白書
障害者白書

内閣府 障害者差別解消法(改定)に関する資料 障害者差別解消法
障害者白書
障害者白書
障害者白書
障害者白書

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日閣議決定） 概要

※ 現行の基本方針（H27.2.24閣議決定）からの変更点は赤字部分

第1 差別解消推進に関する施策の基本的な方向 法制定の背景 / 基本的な考え方（法の考え方など）

第2 差別解消措置に関する共通的な事項

1 法の対象範囲

- 障害者 心身の機能に障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常・社会生活に相当な制限を受ける状態にある者
- 事業者 商業その他の事業を行う者全般
- 対象分野 障害者の日常・社会生活全般が対象※
※雇用分野は障害者雇用促進法の定めるところによる

2 不当な差別的取扱い

- 障害者に対して、正当な理由※なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、場所・時間帯などを制限するなどによる、障害者の権利利益の侵害を禁止
※客観的に見て正当な目的の下に行われ、目的に照らしてやむを得ないといえる場合
- 社会的障壁を解消するための手段（車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等）の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当。
- 不当な差別的取扱いに該当する／しないと考えられる事例

3 合理的配慮

- 行政機関等や事業者が事務・事業を行うに際し、個々の場面で障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった時に行われる必要かつ合理的な取組であり、実施に伴う負担が過重でないもの（例）段差に携帯スロープを渡す／筆談、読み上げ、手話などの意思疎通／休憩時間の調整などの配慮
- 建設的対話・相互理解の重要性（社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障害者と行政機関・事業者等が共に考えていくためには、建設的対話を通じ、お互いの状況の理解に努めることが重要）
- 合理的配慮の提供義務違反に該当する／しないと考えられる事例
- 環境の整備（合理的配慮を行うための、主に不特定多数の障害者に向けた事前的改善措置等）

第3 行政機関等が講ずべき差別解消措置に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

- 行政機関等の職員による取組を図るため、対応要領を策定（※地方公共団体等は努力義務）

2 対応要領

（記載事項）不当な差別的取扱い・合理的配慮の基本的考え方、具体例、相談体制、研修・啓発

第4 事業者が講ずべき差別解消措置に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

- 主務大臣は事業者による合理的配慮の義務化を踏まえ、所掌する分野の特性に応じたきめ細かな対応を行う。

2 対応指針

（記載事項）不当な差別的取扱い・合理的配慮の考え方、具体例、事業者における相談体制・研修・啓発・制度整備、主務大臣の所管する事業分野ごとの相談窓口

第5 国及び地方公共団体による支援措置の実施に関する基本的な事項

1 相談等の体制整備

- 市区町村、都道府県、国が役割分担・連携協力し、一体となって対応できるよう取り組む。このため、内閣府において、各省庁に対する事業分野ごとの相談窓口の明確化の働きかけや、法令説明や適切な相談窓口に「つなぐ役割」を担う国の相談窓口の検討を進める。また、相談対応を行う人材の専門性向上、相談対応業務の質向上を図る。

2 啓発活動 行政機関等／事業者における研修、地域住民等に対する啓発活動／障害のある女性、障害のあるこども等への留意。

3 情報の収集、整理、提供 事例（性別・年齢等の情報含む）の収集・データベース化・提供

4 地域協議会 差別解消の取組を推進するため、地域の様々な関係機関をネットワーク化、事業者の参画、設置促進に向けた取組等

第6 その他重要事項 必要に応じた基本方針・対応要領・対応指針の見直し等

基本方針改定を受け、国土交通省では**当事者団体への複数回のヒアリングを実施**するとともに、**当事者団体・所管事業者団体を含めた意見交換会を開催**し、パブリックコメント(1ヶ月間)を経て、**国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針(「国土交通省対応指針」)**を改定・公表予定。

国土交通省対応指針の構成

【本文】

一. 趣旨

二. 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方

三. 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例

四. 事業者における相談体制の整備

五. 事業者における研修・啓発

【別紙】

(国土交通省所管事業のうち、当事者の利用が多く見込まれるもの※について、それぞれの具体例を記載)

※不動産業、設計等業、鉄道事業、一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、対外旅客定期航路事業、国内旅客船業、航空運送業、航空旅客ターミナル施設事業、旅行業

今次改正のポイント

- 社会的障壁を解消するための手段(車椅子、補助犬その他の支援機器等)の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する旨、追記
- 建設的対話・相互理解の重要性について、追記 等

- コミュニケーションの手段として、IT機器(タブレット等による図や絵)の活用を追記

- 事業者における研修・啓発において、内閣府のポータルサイトを参考とすることを追記

- 当事者団体及び事業者団体のヒアリングを通して、具体例を拡充するとともに、**対象業種を追加(不動産管理業等・予報業務)**

国土交通省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（職員が遵守すべき服務規律の一環として定めるもの）（「**国土交通省対応要領**」）（※）についても、国土交通省対応指針と同様の検討プロセスを経て、**改定・公表予定**。

※外局（観光庁、気象庁、運輸安全委員会及び海上保安庁）を除いた職員が対象

※外局の他、所管独立行政法人等についても同様に改定・公表。

国土交通省対応要領の構成

今次改正のポイント

本文

- 第1条 (目的)
- 第2条 (不当な差別的取扱いの禁止)
- 第3条 (合理的配慮)
- 第4条 (監督者の責務)
- 第5条 (懲戒処分)
- 第6条 (相談体制の整備)
- 第7条 (研修・啓発)
- 別表 (相談窓口一覧)

- 障害に該当する特性として、高次脳機能障害と難病等に起因する障害の記載を追加。

別紙

- 第1～第3 (不当な差別的取扱いの考え方及び例)
- 第4～第6 (合理的配慮の考え方及び例)

- 不当な差別的取扱いに該当するものとして、車椅子、補助犬その他の支援機器の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等の記載を追加。
- 建設的な会話による相互理解の必要性についての記載を追加。
- 不当な差別的取扱い及び合理的配慮に関する例の拡充。